

(第1回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 7月10日
契約業者名	(株) 幸石建設
契約業者の住所	沖縄県うるま市みどり町四丁目1番15号A-2
工事の名称	令和7年度中城湾港（泡瀬地区）土砂処分場整備工事（第5次）
工事場所	中城湾港泡瀬地区
工事種別	港湾土木工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	特記仕様書のとおり。
工期（自）	令和 8年 3月19日
工期（至）	令和 8年 8月14日
変更前の契約金額	92,400,000円 (税込み)
変更金額	0円 (税込み)
変更後の契約金額	92,400,000円 (税込み)
変更理由	変更理由書のとおり。

変 更 理 由 書（第 1 回変更）

件 名：令和 7 年度中城湾港（泡瀬地区）土砂処分場整備工事（第 5 次）

契約相手方：株式会社幸石建設

工 期：令和 8 年 3 月 19 日～令和 8 年 7 月 13 日

変 更 工 期：令和 8 年 3 月 19 日～令和 8 年 8 月 14 日

変 更 理 由：本工事は上記相手と令和 8 年 3 月 18 日付けをもって契約締結し、現在鋭意
施工中であるが、下記理由により契約変更行うものである。

記

- ① 隣接工事との協議により同時施工ではなく、本工事を後発工事として実施することとした。

また、海砂の荷揚げ岸壁（中城湾港）前面の浚渫により海砂の荷揚げが出来ず、海砂供給不可となった期間（6/4～6/16）が発生し、先発工事の遅れが生じたため、本工事の着手が遅れた。

本工事および先発工事を含め、海砂運搬のダンプトラックの十分な確保が困難であり、日々の進捗に遅れが生じた。

上記理由により原工期内での完了が困難となった為、工期延長の申請を行う。

（適用条文：工事請負契約書第 22 条）